

第7回社会保障審議会統計分科会（平成16年10月14日）

## 「疾病、傷害及び死因分類部会」の設置について

### 1 設置趣旨

世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（以下「ICD」という。）に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」（平成6年総務庁告示第75号）は、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」（昭和26年政令第127号）に基づくものであり、産業分類とともにわが国の統計に使用される分類として重要な位置を占めている。

ICDのわが国への適用に当たっては、各国の適用状況を配慮しつつ、わが国の事情に最も適した形での導入を考慮する必要があるため、統計分科会において統計の基本事項としての審議を行うこととしている。

しかしながら、その審議には極めて専門的かつ広範囲にわたる知識・経験が求められ、検討結果は責任の所在を明確にしてとりまとめられる必要があるため、医学の各分野について専門的知識を有する学識経験者からなる「疾病、傷害及び死因分類部会」（以下「部会」という。）を設置し検討を行うものである。

### 2 審議事項

- (1) 世界保健機関が勧告した1990年のICD-10施行以来、現在までに勧告された一部改正部分をわが国に適用するための「疾病、傷害及び死因の統計分類」の改正に関すること。
- (2) (1)に掲げる勧告に示された疾病及び死因のコーディングルールや内容例示等の事項のわが国への適用に関すること。

### 3 構成及び当面のスケジュール

部会に属すべき者は、医学的知識を有する学識経験者であって統計分科会に属する委員及び臨時委員から統計分科会長が指名する。

平成16年12月から翌年1月までに、世界保健機関が勧告したICD-10（2003年版）のわが国への適用に関する諮問を受け第1回会議を開催する予定。平成17年7月ごろに検討結果を集約し、答申内容を決定する予定。

### 4 庶務

部会の庶務は、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課において処理する。

(参考)

## ICDに関するWHOの勧告と日本における適用

### 1 WHOにおけるICDの改正について

- WHOは、新しい疾病、臨床（医学的）知識の変化、医学用語の変化、分類表の一層の明確化等に対応するため、ICD-10の改正（アップデート）、すなわち、ICD-10のまま改善（大改正、小改正）を加え、バージョンを更新することとしている。
- 改正の原則は、「基本分類表（tabular list）」の改正は3年ごとの「大改正（Major change）」と毎年行われる「小改正（Minor change）」に分けられており、基本分類表に影響を与えない「索引」については、毎年改正される。
- 大改正については、毎年10月のWHO-FICネットワーク会議において、WHOが受理したICD-10の改正項目のうち大改正に該当する更新事項が、翌年公表され、指定された大改正の年の1月から施行される。  
小改正については、毎年10月のWHO-FICネットワーク会議において、WHOが受理したICD-10の改正項目のうち小改正に該当する更新事項が、翌年公表され、その年の翌年1月から施行される。

[参考] 大改正と小改正の区分

大 改 正 (Major change)	小 改 正 (Minor change)
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新たなコードの追加</li><li>・ コードの削除</li><li>・ コードの移動</li><li>・ あるコードについて、3桁分類項目のカテゴリーの変化を伴う索引の改正</li><li>・ 罹患率もしくは死亡率に関するデータの収集の精度に影響を与えるルールもしくはガイドラインの改正</li><li>・ 新たな用語の索引への導入</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ あるコードについて、同一の3桁分類項目のカテゴリー内における索引の修正もしくは明確化</li><li>・ 内容例示表もしくは索引の強化（例：包含、除外項目の追加及び二重分類の追加など）</li><li>・ あるコードについて、概念の変化ではなく表現の強化</li><li>・ 罹患率もしくは死亡率に関するデータの収集の精度に影響を与えないルールもしくはガイドラインの改正</li><li>・ 誤植の修正</li></ul>

2 WHOが勧告するICDの日本における適用

W H O の 勧 告	日 本 の 対 応
<p>○ 3桁、4桁コードと分類名 (14,000)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3桁、4桁コードと分類名 (14,000) + <u>独自の細分類</u></p> </div> <p>(疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表)</p>
<p>○ 分類方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容例示 (ルール)</li> <li>・ 索引</li> </ul>	<p>○ 分類方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容例示 (ルール) (日本における事情を考慮)</li> <li>・ 索引 + <u>日本の慣用語</u> (日本語のソート)</li> </ul>
<p>○ 死因選択ルール</p>	<p>○ 死因選択ルール (日本における事情を考慮)</p>
<p>○ 製表用リスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡製表用リスト <ul style="list-style-type: none"> <li>一般死亡 (簡約、選択)</li> <li>乳児及び小児死亡 (簡約、選択)</li> </ul> </li> <li>・ 疾病製表用リスト</li> </ul>	<p>○ WHOへの提出は製表用リスト 国内では日本の事情により独自の表を作成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>疾病分類表 (大分類、中分類、小分類)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>死因分類表</p> </div> <p>(参考) 日本独自 (人口動態用製表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選択死因分類表</li> <li>・ 乳児死因分類表</li> <li>・ 死因年次推移分類表</li> <li>・ 感染症分類表</li> <li>・ 死因順位に用いる分類項目</li> </ul>

注：枠内  は告示事項。

## ICD—10に関連する状況

### 1 傷病名

#### (1) カルテ病名・一般レセプト傷病名（いわゆる臨床病名）

##### 1) 複数のカルテ病名・一般レセプト（DPCレセプト以外のレセプト）の傷病名は一つのコードに集約

- ・ ICD—10の各コードは、複数のカルテ病名、複数の一般レセプト傷病名を一つに集約したものである。したがって、一般にカルテ病名、一般レセプト病名が異なっても、同じICD—10のコードがつけられる。

##### 2) カルテ病名・一般レセプト傷病名の各マスターの整備

- ・ 厚生労働省医政局では電子カルテや病歴管理などに資する「ICD10対応電子カルテ用標準病名マスター」を開発し、保険局では「レセプト電算処理システム用傷病名マスター」を作成している。両者の病名情報の統一化と相互のコードの対応付けを行い、医事会計システム基本マスターとしても利用できるように互換性を確保している。

#### (2) DPC（診断群分類）における傷病名

DPCにおける傷病名（DPC傷病名という）は厚生労働大臣の告示で規定。臨床病名ではない。DPC傷病名は以下のように決定される。

- ① 「医療資源を最も投入した傷病名」の決定。この傷病名は、上記のカルテ病名・一般レセプト病名と同じ臨床病名。
- ② 「医療資源を最も投入した傷病名」に対応するICDコードの決定。
- ③ 決定したICDコードと診療行為等に基づき、厚生労働大臣の告示により、ICDコードの属するDPC傷病名と診断群分類番号を決定する。

\* DPCレセプトには、診断群分類番号と「医療資源を最も投入した傷病名」が記載。

### 2 ICD—10と傷病名

ICD—10は日本では統計分類として告示で規定され、その詳細は、統計情報部の発行する「疾病、傷害及び死因統計分類提要」による。

具体的には、

- ① ICD—10のコードとその内容例示
- ② 臨床病名からのコーディングルール
- ③ 臨床病名からの索引

からなっており、臨床病名に対応するICD—10のコードの選択には関与するが、臨床病名の設定には関与しない。

# ICDに関する状況

**ICD-10**  
 (疾病及び関連保健問題の国際統計分類)  
 [約1.4万分類]

統計のための分類  
 (告示)

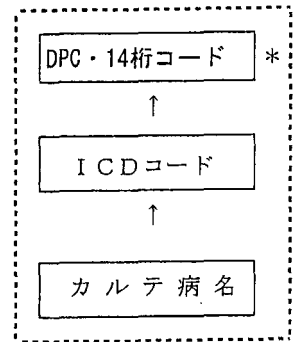


ICDの活用

電子カルテ

DPC  
 (診断群分類・  
 包括評価)

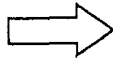
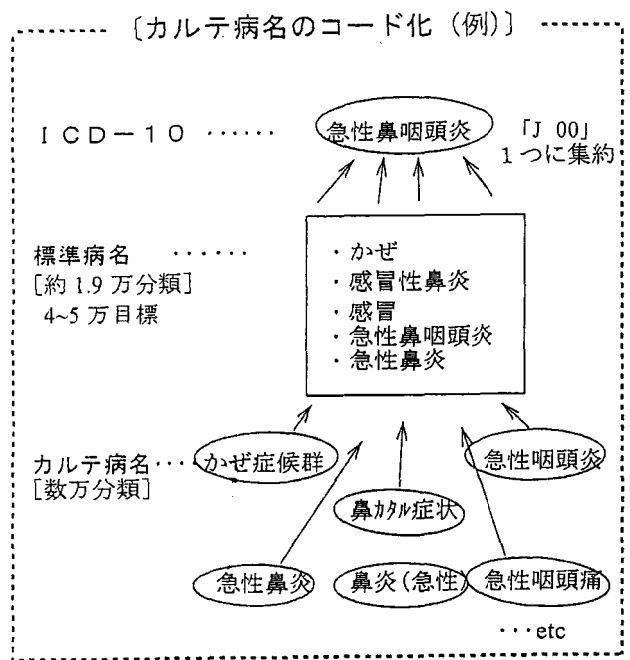
電子レセプト



(参考) DPC・14桁コード

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----

- 1,2 主要診断群
- 3~6 分類コード (臓器+病理)
- 7 入院種別
- 8 年齢・体重・JCS条件
- 9,10 手術等サブ分類 (手術の有無等)
- 11 手術・処置等1 (補助手術的)
- 12 手術・処置等2 (中心静脈、人工呼吸等)
- 13 副傷病名 (有無等)
- 14 重症度等 (有無)





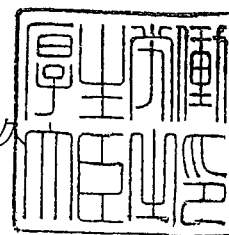
参考資料2

厚生労働省発統第 0107002 号  
平成 17 年 1 月 7 日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



諮 問 書

世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」の第10回修正分類（ICD-10）2003年版の適用について、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第7条第1項第1号の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

疾病、傷害及び死因の統計分類

一 疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表

第1章 感染症及び寄生虫症

腸管感染症(A00-A09)

- A00 コレラ
  - A00.0 コレラ菌によるコレラ
  - A00.1 エルトールコレラ菌によるコレラ
  - A00.9 コレラ, 詳細不明
- A01 腸チフス及びパラチフス
  - A01.0 腸チフス
  - A01.1 パラチフスA
  - A01.2 パラチフスB
  - A01.3 パラチフスC
  - A01.4 パラチフス, 詳細不明
- A02 その他のサルモネラ感染症
  - A02.0 サルモネラ腸炎
  - A02.1 サルモネラ敗血症
  - A02.2+ 局所的サルモネラ感染症
  - A02.8 その他の明示されたサルモネラ感染症
  - A02.9 サルモネラ感染症, 詳細不明
- A03 細菌性赤痢
  - A03.0 志賀菌による細菌性赤痢
  - A03.1 フレクスナー菌による細菌性赤痢
  - A03.2 ボイド菌による細菌性赤痢
  - A03.3 ソンネ菌による細菌性赤痢
  - A03.8 その他の細菌性赤痢
  - A03.9 細菌性赤痢, 詳細不明
- A04 その他の細菌性腸管感染症
  - A04.0 腸管病原性大腸菌感染症
  - A04.1 腸管毒素原性大腸菌感染症
  - A04.2 腸管組織侵襲性大腸菌感染症
  - A04.3 腸管出血性大腸菌感染症
  - A04.4 その他の大腸菌性腸管感染症
  - A04.5 カンピロバクター腸炎
  - A04.6 エルシニア エンテロコリチカによる腸炎
  - A04.7 クロストリジウム ディフィシレによる全腸炎
  - A04.8 その他の明示された細菌性腸管感染症
  - A04.9 細菌性腸管感染症, 詳細不明
- A05 その他の細菌性食中毒
  - A05.0 ブドウ球菌性食中毒
  - A05.1 ボツリズム<ボツリヌス中毒>
  - A05.2 ウェルシュ菌食中毒
  - A05.3 腸炎ビブリオ食中毒
  - A05.4 セレウス菌食中毒
  - A05.8 その他の明示された細菌性食中毒

- A05.9 細菌性食中毒, 詳細不明
- A06 アメーバ症
  - A06.0 急性アメーバ赤痢
  - A06.1 慢性腸アメーバ症
  - A06.2 アメーバ性非赤痢性大腸炎
  - A06.3 腸管アメーバ肉芽腫
  - A06.4 アメーバ性肝膿瘍
  - A06.5+ アメーバ性肺膿瘍(J99.8\*)
  - A06.6+ アメーバ性脳膿瘍(G07\*)
  - A06.7 皮膚アメーバ症
  - A06.8 その他の部位のアメーバ感染症
  - A06.9 アメーバ症, 詳細不明
- A07 その他の原虫性腸疾患
  - A07.0 バランテジウム症
  - A07.1 ジアルジア症[ランブル鞭毛虫症]
  - A07.2 クリプトスポリジウム症
  - A07.3 イソスポラ症
  - A07.8 その他の明示された原虫性腸疾患
  - A07.9 原虫性腸疾患, 詳細不明
- A08 ウイルス性及びその他の明示された腸管感染症
  - A08.0 ロタウイルス性腸炎
  - A08.1 ノーウォーク様ウイルスによる急性胃腸炎
  - A08.2 アデノウイルス性腸炎
  - A08.3 その他のウイルス性腸炎
  - A08.4 ウイルス性腸管感染症, 詳細不明
  - A08.5 その他の明示された腸管感染症
  - A08.5a 伝染性下痢症
  - A08.5b その他
- A09 感染症と推定される下痢及び胃腸炎
- 結核(A15-A19)
- A15 呼吸器結核, 細菌学的又は組織学的に確認されたもの
  - A15.0 肺結核, 培養の有無にかかわらず喀痰鏡検により確認されたもの
  - A15.1 肺結核, 培養のみにより確認されたもの
  - A15.2 肺結核, 組織学的に確認されたもの
  - A15.3 肺結核, 確認されてはいるが, その方法については詳細不明のもの
  - A15.4 胸腔内リンパ節結核, 細菌学的又は組織学的に確認されたもの
  - A15.5 喉頭, 気管及び気管支の結核, 細菌学的又は組織学的に確認されたもの
  - A15.6 結核性胸膜炎, 細菌学的又は組織学的に確認されたもの
  - A15.7 初感染呼吸器結核, 細菌学的又は組織学的に確認されたもの
  - A15.8 その他の呼吸器結核, 細菌学的又は組織学的に確認されたもの
  - A15.9 詳細不明の呼吸器結核, 細菌学的又は組織学的に確認されたもの
- A16 呼吸器結核, 細菌学的又は組織学的に確認されていないもの
  - A16.0 肺結核, 細菌学的及び組織学的検査陰性のもの
  - A16.1 肺結核, 細菌学的及び組織学的検査が実施されていないもの
  - A16.2 肺結核, 細菌学的又は組織学的確認の記載がないもの
  - A16.3 胸腔内リンパ節結核, 細菌学的又は組織学的確認の記載がないもの
  - A16.4 喉頭, 気管及び気管支の結核, 細菌学的又は組織学的確認の記載がないもの
  - A16.5 結核性胸膜炎, 細菌学的又は組織学的確認の記載がないもの

疾病、傷害及び死因の統計分類

二 疾病分類表

疾病分類表 (大分類)

分類名	基本分類コード		
a-0100 感染症及び寄生虫症	A00-B99	a-0904 脳梗塞	I63,I69.3
a-0101 腸管感染症	A00-A09	a-0905 その他の脳血管疾患	I60-I62,I64-I68,I69.0-I69.2,I69.4-I69.8
a-0102 結核	A15-A19	a-0906 その他の循環器系の疾患	I00,I02.9,I26,I28,I70-I99
a-0103 皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス疾患	B00-B09	a-1000 呼吸器系の疾患	J00-J99
a-0104 真菌症	B35-B49	a-1001 急性上気道感染症	J00-J06
a-0105 その他の感染症及び寄生虫症	A00-B99の残り	a-1002 肺炎	J12-J18
a-0200 新生物	C00-D48	a-1003 急性気管支炎及び急性細気管支炎	J20-J21
(悪性新生物)	(C00-C97)	a-1004 気管支炎及び慢性閉塞性肺疾患	J40-J44
a-0201 胃の悪性新生物	C16	a-1005 喘息	J45-J46
a-0202 結腸及び直腸の悪性新生物	C18-C20	a-1006 その他の呼吸器系の疾患	J00-J99の残り
a-0203 気管、気管支及び肺の悪性新生物	C33-C34	a-1100 消化器系の疾患	K00-K93
a-0204 その他の悪性新生物	C00-C15,C17,C21-C32,C37-C97	a-1101 う蝕	K02
a-0205 良性新生物及びその他の新生物	D00-D48	a-1102 歯肉炎及び歯周疾患	K05
a-0300 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D50-D89	a-1103 その他の歯及び歯の支持組織の障害	K00-K01,K03-K04,K06-K08
a-0301 貧血	D50-D64	a-1104 胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25-K27
a-0302 その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D65-D89	a-1105 胃炎及び十二指腸炎	K29
a-0400 内分泌、栄養及び代謝疾患	E00-E90	a-1106 肝疾患	K70-K77
a-0401 甲状腺障害	E00-E07	a-1107 その他の消化器系の疾患	K00-K93の残り
a-0402 糖尿病	E10-E14	a-1200 皮膚及び皮下組織の疾患	L00-L99
a-0403 その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	E15-E90	a-1300 筋骨格系及び結合組織の疾患	M00-M99
a-0500 精神及び行動の障害	F00-F99	a-1301 炎症性多発性関節障害	M05-M14
a-0501 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害	F20-F29	a-1302 脊柱障害	M40-M54
a-0502 気分[感情]障害(躁うつ病を含む)	F30-F39	a-1303 骨の密度及び構造の障害	M80-M85
a-0503 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48	a-1304 その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	M00-M99の残り
a-0504 その他の精神及び行動の障害	F00-F19,F50-F99	a-1400 尿路性器系の疾患	N00-N99
a-0600 神経系の疾患	G00-G99	a-1401 糸球体疾患、腎尿管間質性疾患及び腎不全	N00-N19
a-0700 眼及び付属器の疾患	H00-H59	a-1402 乳房及び女性性器の疾患	N60-N98,N99.2-N99.3
a-0701 白内障	H25-H26	a-1403 その他の尿路性器系の疾患	N00-N99の残り
a-0702 その他の眼及び付属器の疾患	H00-H22,H27-H59	a-1500 妊娠、分娩及び産じょく	O00-O99
a-0800 耳及び乳様突起の疾患	H60-H95	a-1501 流産	O00-O08
a-0801 外耳疾患	H60-H62	a-1502 妊娠中毒症	O10-O16
a-0802 中耳炎	H65-H67	a-1503 単胎自然分娩	O80
a-0803 その他の中耳及び乳様突起の疾患	H68-H75	a-1504 その他の妊娠、分娩及び産じょく	O20-O75,O81-O99
a-0804 内耳疾患	H80-H83	a-1600 周産期に発生した病態	P00-P96
a-0805 その他の耳疾患	H90-H95	a-1700 先天奇形、変形及び染色体異常	Q00-Q99
a-0900 循環器系の疾患	I00-I99	a-1800 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00-R99
a-0901 高血圧性疾患	I10-I15	a-1900 損傷、中毒及びその他の外因の影響	S00-T98
(心疾患(高血圧性のものを除く))	(I01-I02.0,I05-I09,I20-I25,I27,I30-I52)	a-1901 骨折	S02,S12,S22,S32,S42,S52,S62,S72,S82,S92,T02,T08,T10,T12
a-0902 虚血性心疾患	I20-I25	a-1902 その他の損傷、中毒及びその他の外因の影響	S00-T98の残り
a-0903 その他の心疾患	I01-I02.0,I05-I09,I27,I30-I52	a-2100 健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用	Z00-Z99
(脳血管疾患)	(I60-I69)	a-2101 正常妊娠及び産じょくの管理並びに家族計画	Z30-Z39



疾病、傷害及び死因の統計分類

三 死因分類表

分類名	基本分類コード		
01000 感染症及び寄生虫症	A00-B99		
01100 腸管感染症	A00-A09		
01200 結核	A15-A19		
01201 呼吸器結核	A15-A16		
01202 その他の結核	A17-A19		
01300 敗血症	A40-A41		
01400 ウイルス肝炎	B15-B19		
01401 B型ウイルス肝炎	B16-B17.0,B18.0-B18.1		
01402 C型ウイルス肝炎	B17.1,B18.2		
01403 その他のウイルス肝炎	B15-B19の残り		
01500 ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病	B20-B24		
01600 その他の感染症及び寄生虫症	A00-B99の残り		
02000 新生物	C00-D48		
02100 悪性新生物	C00-C97		
02101 口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	C00-C14		
02102 食道の悪性新生物	C15		
02103 胃の悪性新生物	C16		
02104 結腸の悪性新生物	C18		
02105 直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	C19-C20		
02106 肝及び肝内胆管の悪性新生物	C22		
02107 胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	C23-C24		
02108 膵の悪性新生物	C25		
02109 喉頭の悪性新生物	C32		
02110 気管、気管支及び肺の悪性新生物	C33-C34		
02111 皮膚の悪性新生物	C43-C44		
02112 乳房の悪性新生物	C50		
02113 子宮の悪性新生物	C53-C55		
02114 卵巣の悪性新生物	C56		
02115 前立腺の悪性新生物	C61		
02116 膀胱の悪性新生物	C67		
02117 中枢神経系の悪性新生物	C70-C72,C75.1-C75.3		
02118 悪性リンパ腫	C81-C85		
02119 白血病	C91-C95		
02120 その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	C88-C90,C96		
02121 その他の悪性新生物	C00-C97の残り		
02200 その他の新生物	D00-D48		
02201 中枢神経系のその他の新生物	D32-D33,D35.2-D35.4 D42-D43,D44.3-D44.5		
02202 中枢神経系を除くその他の新生物	D00-D48の残り		
03000 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D50-D89		
03100 貧血	D50-D64		
03200 その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D65-D89		
04000 内分泌、栄養及び代謝疾患	E00-E90		
04100 糖尿病	E10-E14		
04200 その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	E00-E90の残り		
05000 精神及び行動の障害	F00-F99		
05100 血管性及び詳細不明の痴呆	F01-F03		
05200 その他の精神及び行動の障害	F00-F99の残り		
06000 神経系の疾患	G00-G99		
06100 髄膜炎	G00-G03		
06200 脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12		
06300 パーキンソン病	G20		
06400 アルツハイマー病	G30		
06500 その他の神経系の疾患	G00-G99の残り		
07000 眼及び付属器の疾患	H00-H59		
08000 耳及び乳様突起の疾患	H60-H95		
09000 循環器系の疾患	I00-I99		